

## 公立野辺地病院「意思決定支援に関する指針」

### 基本方針

公立野辺地病院では、人生の最終段階を迎える患者がその人らしい生き方を実現できるよう、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、多職種で構成される医療・ケアチームが患者・家族等に対して適切な説明と話し合いで意思決定を行うことを支援し、患者本人の意思を基本とした、その人にとって最もふさわしい医療・ケアをすすめるものとする。

### 特に大きな問題となるのが

- 1, 人生の最終段階における医療選択の意志
- 2, 認知症等で自らが意思決定することが困難な患者様の意思決定
- 3, 身寄りがない患者様の意思決定

です。このようなケースに対処するための当院の指針を以下に定め、活用していきます。

### 1, 人生の最終段階における医療選択の意志

#### 1-1:ご本人の意思が確認できる場合

- ・ご本人による意思決定を基本とし、ご家族も関与しながら、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を参考に、医療・ケアチームが協力し、医療・ケアの方針を決定します。決定内容は「アドバンス・ケア・プランニングシート」を活用し、電子カルテに記録します。
- ・時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更、患者様やご家族を取り巻く環境の変化等により、意思は変化することがあります。医療・ケアチームは、ご本人が自らの意志をその都度示し、伝えることができるように支援します。ご本人が自らの意思を伝えることができなくなる可能性がありますので、そのような時の対応について、予めご家族等を含めた話し合いを行います。

#### 1-2:ご本人の意思が確認できない場合

- ・ご家族等がご本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、ご本人にとっての最善である医療・ケアの方針を医療・ケアスタッフとともに慎重に検討し、決定します。
- ・ご家族等が本人の意思を推定できない場合には、ご本人にとって何が最善であるかについて、ご家族と医療・ケアチームにより十分に話し合い、決定します。
- ・ご家族がいない場合、または、ご家族等が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、ご本人にとっての最善である医療・ケアの方針を医療・ケアチームが慎重に検討し、決定します。
- ・これらの決定が困難な場合、医療・ケアチームの申し入れにより、必要と判断される場合は、公立野辺地病院倫理委員会で、その方針を審議いたします。

## 2, 認知症等で自らが、意思決定することが困難な患者様の意思決定支援

2-1:障がい者や認知症等で、自らが意思決定することが困難な場合は、厚生労働省の作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意志決定ガイドライン」を参考に、できる限りご本人の意思を尊重し、反映をしながら意思決定を支援していきます。ご家族および関係者と医療・ケアチームやソーシャルワーカー等が、関与してその意思決定を支援していきます。

## 3, 身寄りがない患者様の意思決定

3-1:身寄りがない患者様における、医療・ケアの方針についての決定プロセスは、ご本人の判断能力の程度や入院費用等に資力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なります。介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、ご本人の意思を尊重し、厚生労働省の「身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、その意思決定を支援します。

## 4, 多職種から構成される医療・ケアチームとは

担当医師、看護師及びそれ以外の医療・介護従事者が基本

\*病棟看護長や退院調整社会福祉士、リハビリスタッフ、緩和ケアチーム、認知症ケアチーム  
栄養士、薬剤師、介護支援専門員、介護福祉士、訪問看護ステーション看護師等

\*話し合いの場とは

担当医師、看護師及び介護支援専門員、訪問看護ステーション看護師等によるカンファレンス等を活用する事。

\*家族等には、親しい友人も含まれる。

(附則)

この指針は、2022年3月1日から施行する。

この指針は、2023年4月1日から施行する。

この指針の管理を2024年12月26日より「医療・看護の質向上委員会」にする。

### 参考資料

・人生の最終段階における医療・ケアの決定、プロセスに関するガイドライン

厚生労働省 2018年3月改訂

・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」

厚生労働省 2018年6月

・身寄りがない人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

研究代表者 山縣然太郎 2022年7月

人生の終わりまで、あなたは、どのように、過ごしたいですか？



# もしものときのために 「人生会議」

～自らが望む、人生の最終段階の医療・ケアについて話し合ってみませんか～

11月30日（いい看取り・看取られ）は人生会議の日

誰でも、いつでも、  
命に関わる大きな病気やケガをする  
可能性があります。

命の危険が迫った状態になると、  
約70%の方が、  
医療やケアなどを自分で決めたり  
望みを人に伝えたりすることが、  
できなくなると言われています。

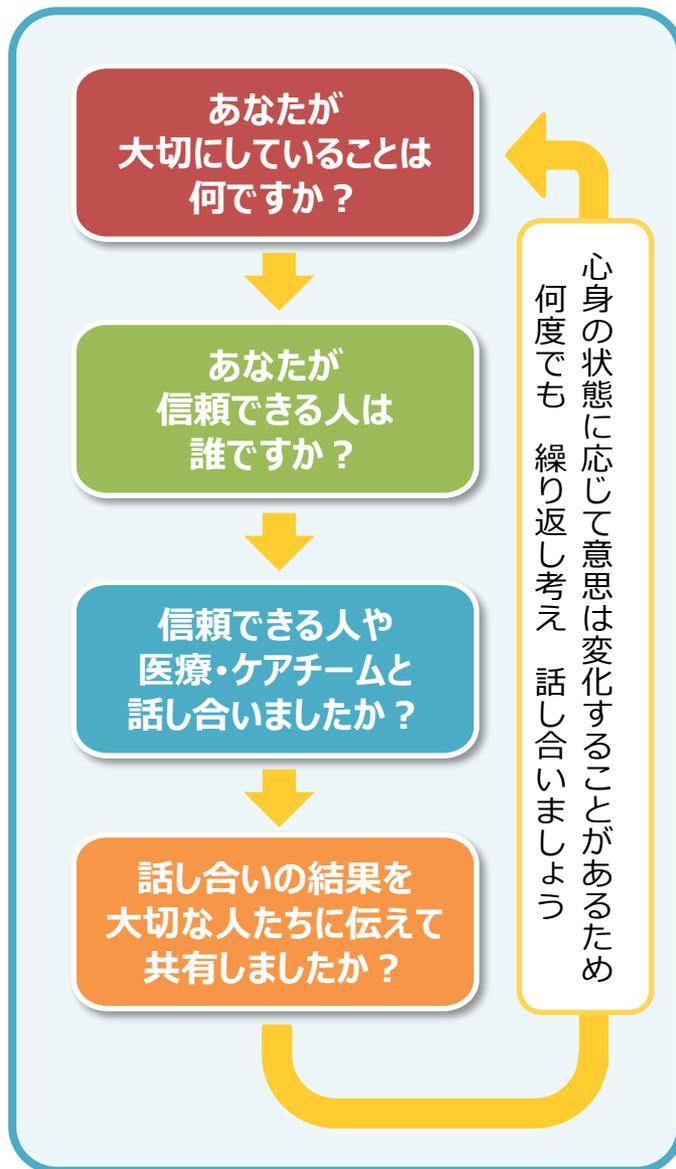
自らが希望する医療やケアを受けるために  
大切にしていることや望んでいること、  
どこでどのような医療やケアを望むかを  
自分自身で前もって考え、  
周囲の信頼する人たちと話し合い、  
共有することが重要です。



もしものときのために、あなたが望む医療やケアについて、  
前もって考え、繰り返し話し合い、共有する取組を  
「人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）」  
と呼びます。

あなたの心身の状態に応じて、かかりつけ医等からあなたや  
家族等へ適切な情報の提供と説明がなされることが重要です。

## 話し合いの進めかた（例）



このような取組は、個人の主体的な  
行いによって考え、進めるものです。  
知りたくない、考えたくない方への  
十分な配慮が必要です。



詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02783.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02783.html)

